

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成18年6月7日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

- 1 定期監査
市民産業部
- 2 監査の結果
別紙のとおり
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072 - 924 - 3896 (直通)
- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 仲村晃義様
八尾市議会議長 林洋雄様

八尾市監査委員 西浦昭夫
同 北山諒一
同 大松桂右
同 田中裕子

定期監査結果報告書

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査等を実施したので、その結果について同条第9項の規定により提出する。

記

1 監査の実施期間

平成18年3月1日から平成18年5月29日まで

2 監査の対象部局

市民産業部（産業振興課、市民課、保険年金課）

3 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監査の範囲 平成16年度及び平成17年度上半期の事務事業

4 監査の目的及び着眼点

財務事務等が関係法令に従って適切、かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、かつ、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、改善を要するものについては、その措置を講ずるとともに、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

なお、議会選出の監査委員について平成18年5月17日付けで異動があり、今回の監査の執行についてそれ以前は三宅博、田中久夫両氏が、それ以後は大松桂右、田中裕子両名が監査を執行したことを申し添える。

【産業振興課】

1 文書事務について

- (1) 伺書において決裁日、施行日等の記入のないもの、鉛筆で記入されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (2) 收受文書に收受印のないものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。

2 契約事務について

- (1) 委託業務の完了報告において、月次報告すべきところを半期報告となっているなど、契約内容と一致していないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (2) 随意契約において、地方自治法施行令の適用条項が適当でないものが見受けられたので、関係法令に基づき適正な事務処理に改められたい。

3 補助金事務について

- (1) 補助金の実績報告等において必要書類が不足しているものや、鉛筆で記入されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (2) 補助金の確定に伴う返還事務において、伺書の決裁前に返還命令書を交付するなどの処理が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (3) 国への補助金申請等において、伺書の決裁前に提出しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

4 融資関係事務について

八尾市小規模企業緊急小口事業資金の融資に伴う金融機関への損失補償額は、平成 18 年 3 月末現在 34,134 千円であり、そのうち未償還額は 28 件で 20,795 千円となっている。催告書の送付など回収に向けて取り組まれているものの、相当長期間の償還滞納者もあり、より効果的、効率的な債権回収を行うとともに、返済不能と判断される場合は、関係法令に基づく処分を検討するなど、適正な債権の回収、管理に努められたい。

5 財団法人八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターの運営について

当財団は平成元年の設立以来、大企業と中小企業の福利厚生制度の格差是正に向けて種々の事業メニューに取り組まれてきたが、中小企業を取り巻く社会経済情勢は厳しいものがあり、会員数も伸び悩みの傾向にあるので、今後とも財団運営の安定化、自立化に向け指導に努められたい。

6 外部監査の意見に対する取り組みについて

八尾市消費問題研究会補助金に係る平成 15 年度の包括外部監査の意見に対する措置等については、現在まで数度の改善措置及び検討経過が報告されているが、「事業評価が不十分」の項目について、早期改善に向け取り組まれたい。

【市民課】

1 文書事務について

- (1) 文書処理簿への件名記入で、收受文書と異なるものが見受けられたので、改められたい。
- (2) 伺書において過剰な決裁が行われているもの、公文書公開区分の記入がされていないもの及び公開非公開の取扱いが誤っているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (3) ファイル基準表が年度当初に作成されていないので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。

2 契約事務について

随意契約において地方自治法施行令の適用条項が適当でないもの、また、伺書に契約書案が添付されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

【保険年金課】

1 文書事務について

- (1) 高額療養費（委任払）等給付申請書において、必要事項の記入漏れ、押印漏れ等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (2) 納付組合補助金請求書の添付書類である領収書において、領収日等の記入漏れ、押印漏れが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。

2 支出事務について

- (1) 支出負担行為書において内訳の記載誤りが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。
- (2) 前渡資金の精算において一部期間の経過したものが見受けられたので、毎月ごとに精算の必要なものについては八尾市財務規則に基づき速やかに処理されたい。

3 国民健康保険料の還付事務について

被保険者の遺族等から行われる保険料の還付申請の取扱いについて、申請者と被保険者の続き柄を明確にするなど適正な事務処理に改められたい。

4 国民健康保険料収納対策等について

平成 13 年度の行政監査の結果等を受け、国民健康保険料滞納者に対する対応の強化をはじめ、口座振替による徴収の推進や保険料納付の P R、国民健康保険推進員業務の充実等の収納対策を実施されているところであるが、引き続き、平成 18 年 3 月に策定された「八尾市国保料収納対策緊急プラン」に基づき、収納対策の強化に努められたい。

国民健康保険料現年分収入率

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
調 定 額	8,780,620	8,793,518	8,869,328	9,279,312
収 入 済 額	7,841,384	7,805,912	7,883,202	8,265,125
収 入 率	89.3%	88.8%	88.9%	89.0%

・収入済額には還付未済額を含む

・収入率は収入額より還付未済額を除いて算出